

# 花の拠点実施設計委託業務説明書



平成 30 年 6 月

恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課

## 目 次

1. 業務の概要	1
2. 提案書の提出者に要求される資格要件	4
3. 技術提案書の提出者を選定するための基準	7
4. 参加表明書の留意事項	8
5. 技術提案書を特定するための基準	10
6. 技術提案書の留意事項	12
7. 説明書の内容についての質問の受付および回答	13
8. 支払条件	14
9. その他の留意事項	14

### ■ 参加表明書提出時に必要な様式

( 様式-1 ) 参加表明書	16
( 様式-2 ) 企業の建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況 企業の北海道内常住技術者の数 企業の自己資本比率	17
( 様式-3 ) 企業の平成 20 年度以降の同種または類似業務実績	18
( 様式-4 ) 企業の過去 5 年以内における国、都道府県、市町村発注建設コンサルタント業務等における措置の状況	19
( 様式-5 ) 予定管理技術者の経歴等	20
( 様式-6 ) 予定管理技術者の同種または類似経歴	21
( 様式-7 ) 予定管理技術者の平成 20 年度以降における恵庭市または北海道内での業務実績	22
( 様式-8 ) 業務実施体制	23

### ■ 技術提案書提出時に必要な様式

( 様式-10 ) 技術提案書	24
( 様式-11 ) 予定担当技術者の経歴等	25
( 様式-12 ) 予定担当技術者の同種または類似経歴	26
( 様式-13 ) 予定照査技術者の経歴等	27
( 様式-14 ) 予定照査技術者の同種または類似経歴	28
( 様式-15 ) 業務の実施方針 実施フロー 工程計画	29
( 様式-16 ) 評価テーマに対する技術提案	30
( 様式-17 ) 価格評価に関する提案書	34

### ■ 参考資料

別添資料-1 契約書 (案)	
別添資料-2 特記仕様書 (案)	
別添資料-3 恵庭花のヴィレッジプラン	
別添資料-4 鳥瞰図、透視図	
別添資料-5 基本設計図 (現況平面図、一般平面図、施設平面図、地割図、造成平面図、横断図)	
別添資料-6 見積用設計書	

## 1. 業務の概要

### (1) はじめに

恵庭市(以下「市」という。)は、道都札幌市と新千歳空港の中間に位置し、一日の交通量が2.5万台を超える国道36号や道央・道東自動車道との接続が可能であり、JR恵庭駅に快速エアポートが停車するなど、優れた交通利便性を有しています。平成17年度までは、年間40～50万人程度の観光入込客数で推移していましたが、平成18年の道と川の駅「花ロードえにわ」(以下「道と川の駅」という。)と「えこりん村」の開業を契機として、観光入込客数が120～



道と川の駅「花ロードえにわ」

130万人に大幅に増加し、交流人口が拡大しました。平成29年度の観光入込客数約135万人のうち、道内客が84%を占める約113万人、道外客は約21万人と全体の16%程度です。旅行形態は、日帰旅行が観光入込客数の殆どを占めており、宿泊を伴うものは全体の0.3%にとどまっています。

観光入込客数の大半が「道と川の駅」と「えこりん村」に集中している一方で、その他既存観光施設の入込数は横ばいまたは微減の傾向であり、平成27年度に約135万人を記録して以降は伸び悩んでいる状況が続いています。滞在型観光が主流となり、滞在者が楽しめる体験プログラムの充実などの環境整備が求められています。

年間100万人以上の集客力を有する「道と川の駅」は、駐車場の慢性的な不足に加え、厨房やバックヤードなど施設の狭隘や、観光案内機能の弱さなど課題を抱えており、恵庭市の観光起点として市内の観光施設を周遊させる仕組みが必要です。

一方で市は、「花のまち」として有名になりましたが、ガーデニングなどの市民活動により支えられており、観光資源を恵み野地区のオープンガーデン(個人の庭)に依存し、旅行者が気軽に花に触れあう場所がありません。加えて、市民活動に携わる市民の高齢化が進んでいることから、次世代の人材育成が不可欠となっています。花のまちとして花観光を推進するためには、花の観光拠点の整備と人材育成などハード、ソフトの両面での取り組みが求められています。



オープンガーデン (イメージ)

これらの現状および課題を踏まえ、市は平成28年3月に第2期恵庭市観光振興計画(以下「振興計画」という。)を策定しました。振興計画では、基本理念として「花のまち 恵みの庭を育む観交まちづくり」を掲げ、計画最終年(平成37年度)における年間観光入込客数を160万人(平成26年度比20%増)まで増加させることを目指した3つの「基本方針」や8つの「基本施策」、具体的な取り組みである「アクションプラン」を定めるとともに、事業の進捗を管理する体制を構築しました。

特に基本施策のひとつである「観光資源の魅力向上」については、アクションプランとして「花観光の推進」や「花の観光拠点の整備」が掲げられ、施策の実現に向けて平成28年11月には「花の拠点基本計画(以下「基本計画」という。)」を、平成30年3月には「花の拠点基本設計(以下「基本設計」という。)」取りまとめ、平成30年度から実施設計に着手する見通しです。



花の拠点 鳥瞰図 (イメージ)

実施設計の業務遂行にあたっては、立地上の制約や社会的要求への対応、市民の合意形成など様々な課題の解決を図り、基本計画および基本設計に則した機能的で費用対効果の高い実施設計成果が求められています。

よって、高度な専門的技術や幅広い知見を持つ設計者との共同作業が必須であると考え、より優れた設計者を選定するために、公募型プロポーザル(価格考慮型)を実施するものです。

(2) 業務内容

- 公園実施設計（整備面積 6.0ha, 与条件の確認および調査, 実施設計の検討, 実施設計図の作成, 仕様書作成および工期の算定, 数量計算, 工事費算出）
- 震災対策用貯水施設設計（規模 100m<sup>3</sup>施設） ※類似施設の設計図面等の提供を前提とした上屋の設計を含む。
- 管網解析
- 機械ボーリング（粘性土・礫混じり土砂 φ66mm 10m 1本, 標準貫入試験あり）
- 土質試験（土粒子の密度, 土の含水比試験, 土の粒度試験 各1試料）
- 総合解析（資料整理とりまとめ, 断面図等の作成, 総合解析とりまとめ）

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする、

- 1) コンセプト・デザインに関する事項（評価テーマ1）
  - 関連計画等との整合性と実現性
  - 地域性などの与条件との整合性
  - デザインの独創性
  - ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の実現
- 2) 総合的なコストに関する事項（評価テーマ2）
  - ライフサイクルコストの考え方
  - 工事目的物の性能等

(3) 業務の打合せは全 3 回とする。

(4) 本業務における「主たる部分」は、北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（平成29年10月版）Ⅲ 設計業務共通仕様書 1-28 再委託に示すとおりとする。

(5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

公園設計成果品一覧表

		電子データ	種別	縮尺	部数	備考
設計業務	公園詳細設計	○	設計概要報告書	-	5部	
			打合せ簿	-	5部	
		○	実施設計図	適宜	5部	
		○	特記仕様書	-	5部	共通特記仕様を除く
		○	数量計算書	-	5部	Excel データ
		○	構造・容量計算書	-	5部	
		○	工期算定書	-	5部	
		○	概算工事費算出書	-	5部	
		○	CAD データ	-	1式	DWG,DXF の各形式で提出(CD-R5 枚) ※CD-R には、全図面の PDF データも格納すること。

震災対策用貯水施設詳細設計成果品一覧表

		電子データ	種別	縮尺	部数	備考
設計業務	震災対策用貯水施設詳細設計	○	設計概要報告書	-	5部	
			打合せ簿	-	5部	
		○	実施設計図	適宜	5部	
		○	特記仕様書	-	5部	共通特記仕様を除く
		○	数量計算書	-	5部	Excel データ
		○	構造・容量計算書	-	5部	
		○	工期算定書	-	5部	
		○	概算工事費算出書	-	5部	
		○	CAD データ	-	1式	DWG,DXF の各形式で提出(CD-R5 枚) ※CD-R には、全図面の PDF データも格納すること。
調査業務	管網解析	○	調査報告書	-	5部	
		○	管網計算書	-	5部	
		○	管網計算成果図	-	5部	
	地質調査	○	調査報告書	-	5部	
		○	地質平面図	-	5部	

(7) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

平成 30 年 8 月上旬 ~ 平成 31 年 2 月 28 日

※ただし、成果品のうち、概算工事費算出書については、平成 30 年 12月14日（金）までに成果品（案）を取りまとめ、業務担当員の確認を受けること。

(8) 申請受付

この申請の窓口および受付時間は、次のとおりである。

受付窓口：北海道 恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課

住 所 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

T E L 0123-33-3131（内線2523）

F A X 0123-33-3137

e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

受付時間：土曜日、日曜日および祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(9) その他

① 関連計画は恵庭市公式ウェブサイトでご覧・ダウンロード可能である。

第 5 期 恵庭市総合計画（平成 27 年 12 月）

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/000000000000/1374555655442/index.html>

第 2 期 恵庭市観光振興計画（平成 28 年 3 月）

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1457422502559/index.html>

- 花の拠点基本計画（平成 28 年 11 月）

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1480401258207/index.html>

- ② 別添として提供する資料は、下記のとおりである。

- 別添資料-1 契約書(案)  
 別添資料-2 特記仕様書(案)  
 別添資料-3 恵庭花のヴィレッジプラン  
 別添資料-4 鳥瞰図、透視図  
 別添資料-5 基本設計図（現況平面図、一般平面図、施設平面図、地割図、造成平面図、横断図）  
 別添資料-6 見積用設計書

## 2. 提案書の提出者に要求される資格要件

### (1) 技術提案書の提出者

#### ① 基本的要件

- 1) 北海道内に本支社または本支店を有すること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- 3) 平成29年度以前の市税の滞納（法人代表者の個人分を含む）が無いこと。
- 4) 恵庭市競争入札参加資格者として「設計部門」で登録されていること。
- 5) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月15日改正）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- 6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、恵庭市が定める「民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の競争入札参加資格の取扱い」に基づき、再審査の申請をして再認定を受けた者を除く。

- ② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしa)については、会社等の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- a) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)または2)と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

- ③ 下記に示される同種または類似業務等について、平成 20 年度以降、告示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有さなければならない。

- 同種業務：都市公園のうち、住区基幹公園（地区公園に限る。）、都市基幹公園、大規模公園および国営公園の基本・実施設計業務
- 類似業務：都市公園のうち、住区基幹公園（街区公園、近隣公園に限る。）の基本・実施設計業務  
ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。

## (2) 予定技術者

外国資格を有する技術者（わが国およびWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課または建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成 30 年 7 月 9 日（月）を予定する。

### ① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記の1)、3)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

#### 1) 下記のいずれかの資格を有する者

- a) 技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門）で平成 12 年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- c) 技術士（建設部門）で平成 13 年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者。
- d) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- e) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

#### 2) 下記のいずれかの実績を有する者。

- a) 平成 20 年度以降、告示日までに完了した業務において以下に記載する「同種または類似業務」において1件以上の実績を有する者。
  - 同種業務：都市公園のうち、住区基幹公園（地区公園に限る。）、都市基幹公園、大規模公園および国営公園の基本・実施設計業務
  - 類似業務：住区基幹公園（街区公園、近隣公園に限る。）の基本・実施設計業務ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。
- b) 過去に同種または類似業務をマネジメントした実務経験を有する者。

#### 3) 平成 30 年 6 月 25 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 4 億円未満かつ 10 件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務および特定後未契約のものを含む）が 4 億円未満かつ 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、または担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務。

なお、平成 30 年 6 月 25 日現在での手持ち業務のうち、建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 4 億円から 2 億円の間に、件数を 10 件から 5 件にするものとする。また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 4 億円、件数で 10 件（平成 30 年 6 月 25 日現在での手持ち業務に、建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で 2 億円、件数で 5 件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のa)からc)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種または類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書または特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## ② 予定担当技術者

予定担当技術者については下記の1)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

### 1) 下記のいずれかの資格を有する者

- a) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門）で平成 12 年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- c) 技術士（建設部門）で平成 13 年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には 7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に 4 年以上従事している者。
- d) R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- e) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）

### 2) 下記の実績を有する者。

- a) 平成 20 年度以降、告示日までに完了した業務において以下に記載する「同種または類似業務」において 1 件以上の実績を有する者。
  - 同種業務：都市公園のうち、住区基幹公園（地区公園に限る。）、都市基幹公園、大規模公園および国営公園の基本・実施設計業務
  - 類似業務：住区基幹公園（街区公園、近隣公園に限る。）の基本・実施設計業務  
ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。
- b) 過去に同種または類似業務をマネジメントした実務経験を有する者

## ③ 予定照査技術者

予定照査技術者については下記の1)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

### 1) 下記のいずれかの資格を有する者

- a) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門）で平成 12 年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- c) 技術士（建設部門）で平成 13 年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には 7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に 4 年以上従事している者。
- d) R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- e) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）

### 2) 下記の実績を有する者。

- a) 平成 20 年度以降、告示日までに完了した業務において以下に記載する「同種または類似業務」において 1 件以上の実績を有する者。
  - 同種業務：都市公園のうち、住区基幹公園（地区公園に限る。）、都市基幹公園、大規模公園および国営公園の基本・実施設計業務
  - 類似業務：住区基幹公園（街区公園、近隣公園に限る。）の基本・実施設計業務  
ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。
- b) 過去に同種または類似業務をマネジメントした実務経験を有する者



3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準		
参加表明者（企業）の経験および能力	資格要件	技術部門登録 （様式-2） 下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門（造園部門）の建設コンサル登録がある機関、またはこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外	① 10 点 ② 5 点
	専門技術力	成果の確実性 （様式-3） 平成20年度以降、告示日までに完了した同種または類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記以外 ※記載する業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合を含め、1 件につき1 枚以内に記載する。	① 20 点 ② 10 点 ③選定しない
管理技術力	迅速性	（様式-2） 下記の順位で評価する。 ①北海道内の常駐技術者が5人以上 ②上記以外	① 10 点 ② 5 点
	経営力	履行保証力 （様式-2） 下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が 25 %以上 ②①③に該当しない ③自己資本比率が10%未満	① 10 点 ② 5 点 ③ 0 点
	事故および不誠実な行為	（様式-4） 国、都道府県または市町村発注の建設コンサルト業務等に関し、過去 5 年以内に「契約不履行による契約解除」「文書注意または修補請求」「口頭注意」の措置を受けている場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①契約不履行による契約解除 ②文書注意または修補請求 ③口頭注意 ※評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とし、事実関係を証明する書類を添付すること。	① ▲20 点 ② ▲10 点 ③ ▲5 点
おおよび能力 予定管理技術者の経験	資格要件	技術者資格等 （様式-5） 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士 ②上記以外の資格（民間資格の例） RCCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）	① 10 点 ② 5 点

	専門技術力	業務執行技術力	( 様式-5 ) ( 様式-6 ) 下記の順位で評価する。 ①平成20年度以降、告示日までに完了した同種業務の実績、または過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ②平成20年度以降、告示日までに完了した類似業務の実績、または過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③①②以外は選定しない。 ※記載する業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚以内に記載する。	① 20 点 ② 10 点 ③ 選定しない
			( 様式-5 ) 下記の順位で評価する。 ①造園部門の従事期間が20年以上 ②造園部門の従事期間が10年以上 ③①②に該当しない	① 10 点 ② 5 点 ③ 0 点
	情報収集力	地域精通度	( 様式-7 ) 平成20年度以降、告示日までに完了した恵庭市または北海道内での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①恵庭市における業務受注実績あり。 ②北海道における業務実績あり。 ③上記以外 ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。	① 10 点 ② 5 点 ③ 0 点
		手持ち業務	( 様式-5 ) 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 4 億円以上または件数が 10 件以上の場合、または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務および特定後未契約のものを含む）が 4 億円以上または件数が 10 件以上は選定しない。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 4 億円から 2 億円に、件数を 10 件から 5 件にするものとする。	数値化しない
業務実施体制	妥当性	業務実施体制の	( 様式-8 ) 業務の分担について記載する。 なお、業務の分担構成が、不明確または不自然な場合には選定しない。	数値化しない

#### 4. 参加表明書の留意事項

##### (1) 関連資料

- ① 配置予定技術者および応募企業の同種または類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- ② 配置予定管理技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を提出すること。
- ③ 配置予定管理技術者の当該地域の業務の実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出すること。
- ④ 国、都道府県または市町村から建設コンサルト業務等に関し、過去 5 年以内に「契約不履行による契約解除」「文書注意または修補請求」または「口頭注意」を受けた事実がある場合、事実関係を証明す

る書類を提出すること。なお、提出書類に不備または虚偽の記載があった場合は、公募型プロポーザル方式に係る手続開始の告示 2. 参加資格 (3) ② の規定に基づき、当該応募者の応募資格を喪失させるので十分に注意すること。

(2) 提出期限、提出場所、提出部数および提出方法

提出期限：平成 30 年 7 月 2 日 (月) 12 時 00 分

提出場所：〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地

恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課

提出部数：様式-1～様式-8およびその他添付資料 各 1 部

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）

(3) 選定・非選定通知

① 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として 3 ～ 5 者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が 5 者を越えて存在する場合および評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定したものには、書面により通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく書面により通知する。

② 上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）することにより、市に対して非選定理由について説明を求めることができる。

③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含む。）以内に書面により行う。

④ 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：北海道 恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課

住 所 〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地

T E L 0123-33-3131（内線2523）

F A X 0123-33-3137

e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

受付日時：通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内の土曜日、日曜日および祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

5. 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」および「評価テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

① 予定技術者の経験および能力

評価項目	評価の着目点		技術点			
		判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者	
予定技術者の経験および能力	資格要件	技術者資格等	(様式-11) (様式-13) 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士 ②上記以外の資格 (民間資格の例) RCCM 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	専門技術力	業務執行技術力	(様式-12) (様式-14) 下記の順位で評価する。 ①平成20年度以降、告示日までに完了した同種業務の実績、または過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ②平成20年度以降、告示日までに完了した類似業務の実績、または過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ※記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。	① 3点 ② 1点	① 3点 ② 1点	① 3点 ② 1点
	情報収集力	地域精通度	(様式-7) 平成20年度以降、告示日までに完了した恵庭市または北海道内での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①恵庭市における業務受注実績あり。 ②北海道における業務実績あり。 ③上記以外 ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。	① 3点 ② 2点 ③ 1点		

②実施方針など

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他(様式-15)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5点
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5点
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5点
		なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	-

③評価テーマ

1) コンセプト・デザインに関する事項（評価テーマ1）

- 関連計画等との整合性と実現性
- 地域性などの与条件との整合性
- デザインの独創性
- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の実現

2) 総合的なコストに関する事項（評価テーマ2）

- ライフサイクルコストの考え方
- 工事目的物の性能等

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準		
評価テーマに関する技術提案 (様式-16)	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	5点
	評価テーマ1	関連計画等との整合性と実現性	第5期恵庭市総合計画(平成27年12月)や第2期恵庭市観光振興計画(平成28年3月)、花の拠点基本計画(平成28年11月)など関連計画との整合性が確保されている場合に優位に評価する。	5点
			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5点
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5点	
		地域性などの与条件との整合性	地形、環境、地域特性などの与条件と整合性が高く、恵庭らしさが表現されている場合に優位に評価する。	5点
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	デザインの独創性	周辺環境などと調和した独創的なデザインの実現が見込まれる場合に優位に評価する。	5点	
		デザイン性と機能性や維持管理性などが融合した、全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
	UDの考え方を踏まえたバリアフリー化の実現	UDの考え方を踏まえたバリアフリー化の実現について、施設利用者の視点に立った魅力的で実現可能な提案がある場合に優位に評価する。 UD:ユニバーサルデザイン	5点	
	評価テーマ2	ライフサイクルコストの考え方	初期投資(建設費)に維持管理費や更新費も含めたライフサイクルコストについて、提案内容によって想定されるコストが適切な場合に優位に評価する。 ※公園施設(整備面積6.0ha)及び震災対策用貯水施設(施設規模100m <sup>3</sup> )の整備に必要な初期投資(建設費)は、6億円程度(税込み)を想定している。	10点
着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。				

	工事目的物の性能等	工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、維持管理性、環境保全性について評価する	10 点
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	

※実施方針や評価テーマの評価にあたっては、ヒアリングをもって評価する

#### ④ 提案価格

評価項目	判断基準	技術点
提案価格 (様式-17)	計算式 $20点 \times (1 - \text{提案価格} \div \text{予定価格} \div 2)$	20 点 (最大)

※計算結果は小数第一位を四捨五入し、整数として評価する。

## 6. 技術提案書の留意事項

### (1) 基本事項

#### ① 技術提案書の無効

プロポーザルは、設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、またはこの書面および別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

#### ② 業務量の目安

本業務の参考業務規模は 3,200 万円程度（税込み）を想定している。

#### ③ 実施方針・実施フロー・工程表その他

本業務に関する実施方針・実施フロー・工程表その他事項の記載にあたっては、A4 判 1 枚で簡潔に記載すること。

#### ④ 評価テーマ

本説明書 1. 業務の概要 (2) 業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いた場合は、失格とすることがある。

なお、記載にあたっては、1テーマ×A4 判 2 枚以内とし、パンフレットなど資料の添付は認めない。

### (2) 作成方法

配布された様式（様式-10 ～ 様式-17）を基に作成すること。

### (3) 提出期限、提出場所、提出部数および提出方法

提出期限：平成 30 年 7 月 23 日（月）12 時 00 分

提出場所：北海道 恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課

住 所 〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地

T E L 0123-33-3131（内線2523）

F A X 0123-33-3137

e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

提出部数：様式-10～様式-17およびその他添付資料 製本 1 部、副本 9 部

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）

#### (4) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所：恵庭市役所 2階 204 会議室
- ② 実施日：平成 30 年 8 月 1 日（水）  
予備日：平成 30 年 8 月 2 日（木）
- ③ 開始時間：後日連絡する。
- ④ 出席者：配置予定管理技術者および配置予定担当技術者を含む4名以内
- ⑤ その他
  - ②に示す実施日に配置予定管理技術者の都合が合わない場合は、平成 30 年 7 月 11 日（水）までに発注者と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。
  - ヒアリングでは 5. (1)の評価項目について質疑応答を行う。
  - ヒアリング時の追加資料の提出および提示は認めない。

#### (5) 特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを 1 者特定する。技術提案書を特定したのものには、その旨を文書で通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を文書で通知する。
- ② 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）することにより、非特定理由について説明を求めることができる。
  - 受付場所：北海道 恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課  
住所 〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地  
TEL 0123-33-3131（内線2523）  
FAX 0123-33-3137  
e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp
  - 受付日時：通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の  
土曜日、日曜日および祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含む。）に書面により行う。

#### 7. 説明書の内容についての質問の受付および回答

- (1) 質問は①の受付窓口に、②の期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4判）を持参、郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）または電子メール（電子メールの場合には着信を確認してください。）のいずれの方法で提出すること。

##### ① 受付窓口

〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地  
恵庭市経済部花の拠点整備室花と緑・観光課  
TEL 0123-33-3131（内線2523）  
FAX 0123-33-3137  
e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

## ② 受付期間

### 1) 参加表明書に係る質問

平成 30 年 6 月 25 日 (月) 9 時 00 分から平成 30 年 6 月 27 日 (水) 12 時 00 分まで

### 2) 技術提案書に係る質問

平成 30 年 6 月 25 日 (月) 9 時 00 分から平成 30 年 7 月 13 日 (金) 12 時 00 分まで

(2) 質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話および F A X 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は、原則として質問を受理した日から 3 日以内 (休日を含まない。) に電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から下記に示す日までの期間が 3 日間に満たない場合は、下記に示す日までに回答を行うものとする。

参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の 2 日前 (休日を含まない。)

※平成 30 年 6 月 28 日 (水)

技術提案書に係る質問に対する回答：技術提案書提出期限日の 3 日前 (休日を含まない。)

※平成 30 年 7 月 18 日 (水)

## 8. 支払条件

前払い金の比率は、契約金額の30%を上限とする。

## 9. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

(2) 同種または類似業務の実績については、我が国および W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国または地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種または類似業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 本業務を受注したコンサルタントおよび本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者または建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加しまたは当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①または②に該当することをいう。

① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

② 製造業者または建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(5) 参加表明書および技術提案書の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書および技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された参加表明書および技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書および技術提案書を無効とする。



- 参加表明書、技術提案書の全部または一部が提出されていない場合
- 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- 白紙である場合
- 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- 発注者名に誤りがある場合
- 発注案件名に誤りがある場合
- 提出業者名に誤りがある場合
- その他未提出または不備がある場合

(7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(8) 特定されなかった場合、技術提案書を郵送で返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書および資料の差し替えおよび再提出は認めない。

また、参加表明書および技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(10) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(11) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

(12) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

( 様式-1 )

参加表明書

業務の名称 花の拠点実施設計委託業務

履行期限 平成 31 年 2 月 28 日

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

平成 年 月 日

恵庭市長 様

(提出者)

住 所

会 社 名

代 表 者

(作成者)

担当部署

氏 名

T E L

F A X

e-mail

( 様式-2 )

■ 企業の建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

登録部門：

登録年月日：

登録番号：

■ 企業の北海道内常駐技術者の人数

常駐技術者の人数： 人

■ 企業の自己資本比率

自己資本比率： %

注1：自己資本比率を証明する書類（最新の決算書（貸借対象表など））を添付すること。

( 様式-3 )

■ 企業の平成 20 年度以降の同種または類似業務実績

業務分類	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 電話番号	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、説明書の2. (1) ③「同種または類似業務の実績」において定義した「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載する。

注2：様式-2 に記載した技術者の同種または類似業務を重複して記載できる。

注3：当該業務の契約書等の写しおよび業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書の該当部分の写し等を添付すること。

( 様式-4 )

■ 企業の過去 5 年以内における国、都道府県または市町村発注建設コンサルト業務等における措置の状況

業 務 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発注機関名	
措置の概要	

注1：事実関係を証明する書類を提出すること。なお、提出書類に不備または虚偽の記載があった場合は、説明書 2. (3) ② の規定に基づき、当該応募者の応募資格を喪失させるので十分に注意すること。

## ■ 予定管理技術者の経歴等

①氏名 (ふりがな)		②生年月日			
③所属・役職					
④保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類 (資格証の写し等) を添付すること。 技術士 (部門: 分野: 登録番号: 登録年月日: ) RCCM (部門: 分野: 登録番号: 登録年月日: ) 工学博士 ( 大学 取得年月日: ) 測量士 (登録番号 登録年月日: ) その他 (名称: 登録番号: 登録年月日: )					
⑤同種または類似業務経歴 (1件) その業務を担当したことおよび業務内容が同種・同類にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること。					
業務分類		業務名		発注機関	履行期間
⑥手持業務の状況 (平成 30 年 6 月 25 日現在) 管理技術者または担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務 (ただし、国、北海道または市町村の発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に (低) を付して記載すること。)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
⑦実務経験の経歴					
1)			年 月～ 年 月 ( 年 か月)		
2)			年 月～ 年 月 ( 年 か月)		
3)			年 月～ 年 月 ( 年 か月)		
4)			年 月～ 年 月 ( 年 か月)		
5)			年 月～ 年 月 ( 年 か月)		
			累計 ( 年 か月)		
⑨当該地域の業務実績 (地域精通度の評価) (1件) 当該地域の業務の実績を証明する書類 (契約書等の写し) を添付すること					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	履行対象地域	契約金額

注1: 業務分類には、説明書の2.(2) ①「予定管理技術者」において定義した「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載する。

■ 予定管理技術者の同種または類似経歴

業務分類	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 電話番号	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注1：業務分類には、説明書の2.(2)①に記述のある「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

注2：業務の概要および業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3：〇〇：「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注4：その業務を担当したことおよび業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること。

■ 予定管理技術者の同種または類似業務をマネジメントした実務経験

業務分類	職務上の立場 (役職名)	機関名 (所属まで記載)	期間
経験の概要			

注1：業務分類には、説明書の2.(2)①に記述のある「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

( 様式-7 )

■ 予定管理技術者の平成 20 年度以降における恵庭市または北海道内での業務実績

業 務 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発注機関名 住 所 電 話 番 号	
業務の概要	

注1：発注機関は恵庭市または北海道内の地方自治体等とする。

注2：業務実績は代表的なものを1件記載する。

注3：評価にあたっては恵庭市からの受注業務実績を重視する。



( 様式-8 )

■ 業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

( 様式-10 )

技術提案書

業務の名称 花の拠点実施設計委託業務

履行期限 平成 31 年 2 月 28 日

標記業務について、技術提案書を提出します。

平成 年 月 日

恵庭市長 様

(提出者)

住所

会社名

代表者

⑩

(作成者)

担当部署

氏名

電話番号

FAX

メール



■ 予定担当技術者の同種または類似経歴

業務分類	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 電話番号	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注1：業務分類には、説明書の2.(2)②に記述のある「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

注2：業務の概要および業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3：〇〇：「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注4：その業務を担当したことおよび業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること。

■ 予定担当技術者の同種または類似業務をマネジメントした実務経験

業務分類	職務上の立場 (役職名)	機関名 (所属まで記載)	期間
経験の概要			

注1：業務分類には、説明書の2.(2)①に記述のある「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

■ 予定照査技術者の経歴等

①氏名 (ふりがな)		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類 (資格証の写し等) を添付すること。 技術士 (部門:          分野:          登録番号:          登録年月日:          ) RCCM (部門:          分野:          登録番号:          登録年月日:          ) 工学博士 (          大学          取得年月日:          ) 測量士 (登録番号          登録年月日:          ) その他 (名称:          登録番号:          登録年月日:          )			
⑤同種または類似業務経歴 ( 1 件) その業務を担当したことおよび業務内容が同種・同類にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること。			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間

注1: 業務分類には、説明書の 2. (2) ③「予定照査技術者」において定義した「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載する。

■ 予定照査技術者の同種または類似経歴

業務分類	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 電話番号	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注1：業務分類には、説明書の2.(2)③に記述のある「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

注2：業務の概要および業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3：〇〇：「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注4：その業務を担当したことおよび業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること。

■ 予定照査技術者の同種または類似業務をマネジメントした実務経験

業務分類	職務上の立場 (役職名)	機関名 (所属まで記載)	期間
経験の概要			

注1：業務分類には、説明書の2.(2)③に記述のある「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

( 様式-15 )

■ 業務の実施方針

Blank area for business implementation policy, consisting of multiple horizontal lines.

■ 実施フロー

Blank box for implementation flow.

■ 工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1：業務の実施方針、業務実施フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。

( 様式-16-1-1 )

■ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ1 (1 / 2) : コンセプト・デザインに関する事項

※1 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、あいまいな表現はさけ、実施することを明確に記載すること。なお、あいまいな表現の場合は評価しない。

※2 様式の欄の大きさは変更せず、「MS P明朝・10.5ポイント」以上を使用し、行間は「1行」とする。



( 様式-16-1-2 )

■ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ1(2/2): コンセプト・デザインに関する事項

※1 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、あいまいな表現はさけ、実施することを明確に記載すること。なお、あいまいな表現の場合は評価しない。

※2 様式の欄の大きさは変更せず、「MS P明朝・10.5ポイント」以上を使用し、行間は「1行」とする。

( 様式-16-2-1 )

■ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ 2 ( 1 / 2 ) : 総合的なコストに関する事項

※1 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、あいまいな表現はさけ、実施することを明確に記載すること。なお、あいまいな表現の場合は評価しない。

※2 様式の欄の大きさは変更せず、「MS P明朝・10.5ポイント」以上を使用し、行間は「1行」とする。

( 様式-16-2-2 )

■ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ 2 ( 2 / 2 ) : 総合的なコストに関する事項

※1 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、あいまいな表現はさけ、実施することを明確に記載すること。なお、あいまいな表現の場合は評価しない。

※2 様式の欄の大きさは変更せず、「MS P明朝・10.5ポイント」以上を使用し、行間は「1行」とする。

( 様式-17 )

■ 価格評価に関する提案書

参 考 見 積 書

平成 年 月 日

恵庭市

恵庭市長 原 田 裕 様

(提出者)

住 所

会 社 名

代 表 者

㊞

恵庭市が発注する下記業務委託に関わる公募型プロポーザルにおける業務提案に関して、次のとおり見積を提示します。

1. 業務の名称 花の拠点実施設計委託業務

2. 見積金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

3. 備 考
- 参考見積金額は税抜きの金額を記入すること。
  - 技術提案書が特定された場合、上記見積金額に消費税及び地方消費税を加算した額で、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定による随意契約により、上記業務の委託契約を締結する予定である。
  - 参考見積書提出後の見積金額の変更は認めない。